

軽トラック、無料でお貸しします。

～災害ゴミの運搬等にご利用ください。～

台風15号の被害に伴う復旧作業に一般社団法人日本カーシェアリング協会様から提供を受けた軽トラックを無料でお貸しします。

対 象 袖ヶ浦市内在住の方

車 両 軽トラック(MT車)

貸出期間 原則1日以内(9:00～16:00)

申込方法等 ①社会福祉協議会へ電話(63-3888)し、空き状況を確認

②利用当日、申請書をご記入いただき、運転免許証の提示

※免許証はコピーさせていただきます。

③車両の状況及び燃料満タンを確認後、貸出

④燃料を満タンにし、簡単に清掃して返却

保 険 対人:無制限 対物:無制限(免責額5万円)

人身傷害:3,000万円/人(乗車中のみ) に加入済

問合せ・申込先

社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会

袖ヶ浦市飯富1604番地

電話:0438-63-3888

軽トラック貸付申請書

令和元年 月 日

社会福祉法人袖ヶ浦市市社会福祉協議会
会長 小島 直子 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

台風15号の被害に伴復旧作業に使用するため、軽トラックの貸付を申請します。
また、貸付においては下記の遵守事項を守ります。

貸付日 及び時間	令和元年 月 日 () 時 分から 令和元年 月 日 () 時 分まで
利用目的	
運 転 者	住 所
	氏 名
同 行 者	住 所
	氏 名
遵守事項	(1)軽トラックを本来の目的以外に使用してはならない。 (2)軽トラックは、貸付の許可を受けた者以外は、運転してはならない。 (3)借り受けた軽トラックを第三者に転貸してはならない。 (4)交通法規を遵守し、事故のないよう安全運転を励行すること。 (5)事故が発生したときは、速やかに社会福祉協議会に連絡すること。 (6)人身事故を引き起こし、第三者を死傷等させた場合は、加入している保険の範囲内での保障の対応となる。 対人:無制限 対物:無制限(免責額5万円) 人身傷害:3,000万円/人(乗車中のみ) (7)使用した燃料は、返却時に同量を補給し、給油領収を証する伝票を提示すること。 (8)利用後は、車輛の清掃を行うこと。 (9)返却時間は、必ず守ること。

事務局長	係 長	係 員